

国立大学法人佐賀大学における研究設備・機器の共用方針

令和5年7月1日制定

国立大学法人佐賀大学

佐賀大学（以下、本学という。）は、「佐賀大学憲章」において、学術研究の水準を向上させ、佐賀地域独自の研究を世界に発信し、教育と研究の両面から、地域の諸問題の解決に取り組むことを宣言している。

本学は、この「佐賀大学憲章」に基づき、令和2年4月1日に10年後の本学があるべき姿として「佐賀大学のこれから-ビジョン 2030-」を策定し、持続可能な社会の実現と地域社会における安全・安心、豊かで質の高い生活の実現に向けて、研究者の育成を進め、知の資産を創出するとともに、地域社会の発展に寄与する研究とイノベーションの創出を強力に推進することを研究のビジョンとして掲げている。

本学は、この理念を具現化するために、研究設備・機器の共用の取組を、全学的なマネジメントのもとに一層推進することとし、ここに「国立大学法人佐賀大学における研究設備・機器の共用方針」を定める。

1. 研究遂行上、実験・実習に必要かつ汎用性が高い、一定規模以上の研究設備・機器については、その特質等に応じて共用を推進します。
2. 戦略的に構築された研究設備・機器の共用の仕組みを確立し、運営体制を整備します。
3. 研究設備・機器の共用の推進のため、研究設備・機器を支える多様なプロフェSSIONナルが協働する「チーム共用」を構築します。
4. 研究者に魅力ある研究環境を提供するため、研究設備・機器の戦略的な導入、更新及び活用の仕組みを強化します。
5. 利用料金は、研究設備・機器の運営を、より持続的に維持・発展させていくために、適切に設定します。
6. 学外者による研究設備・機器の利用を積極的に推進し、地域との連携を強化します。